

第1566号

AFN-1566

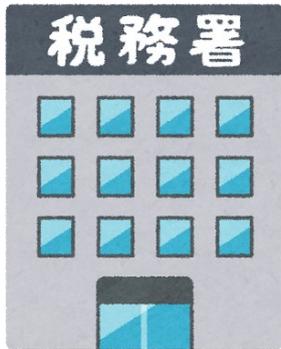
Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2025年 6/16 (月)

『防衛特別法人税が創設 令和8年4月以後適用開始』

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、新たに「防衛特別法人税」が創設された。本税は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度から適用され、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人が納税義務者となる。防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の基準法人税額から年500万円の基礎控除額を控除した金額とされる。基準法人税額とは、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額であり、一定の税額控除等を適用しないで算出される。具体的には、所得税額控除、外国税額控除、分配時調整外国税相当額の控除などが除外される。税額の計算においては、課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額が防衛特別法人税額となる。なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除の適用を受ける場合で、控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税においても外国税額控除の適用が可能となる。申告に関しては、防衛特別法人税確定申告書を、原則として各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出する必要がある。



令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、新たに「防衛特別法人税」が創設された。本税は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度から適用され、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人が納税義務者となる。防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の基準法人税額から年500万円の基礎控除額を控除した金額とされる。基準法人税額とは、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額であり、一定の税額控除等を適用しないで算出される。具体的には、所得税額控除、外国税額控除、分配時調整外国税相当額の控除などが除外される。税額の計算においては、課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額が防衛特別法人税額となる。なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除の適用を受ける場合で、控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税においても外国税額控除の適用が可能となる。申告に関しては、防衛特別法人税確定申告書を、原則として各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出する必要がある。

『持続的な賃上げ力の強化を 賃金向上推進5か年計画』

政府は、2025年度の経済財政運営において、中小企業・小規模事業者の「賃上げ力」を強化するための5か年計画を策定し、2029年度までの持続的な賃金上昇を通じた経済の好循環を目指している。

まず、「賃金向上推進5か年計画」では、価格転嫁の適正化が中核となる。政府は、労務費の適切な転嫁を制度化し、公共調達における契約価格への人件費反映を義務づける。また、飲食・小売・介護など12業種に数値目標付きの生産性向上支援を行う。さらに、黒字廃業を防ぐべく、全国約336万事業者に対する事業承継・M&A支援体制を整備し、保証依存からの脱却を進める。次に、「三位一体の労働市場改革」においては、デジタル・AI時代に対応するリ・スキリング支援が強化される。教育訓練給付金の拡充やオンライン学習の支援により、労働移動の円滑化を図るとともに、短時間正社員制度や週休3日制など多様な働き方の導入を支援する。また、建設・運送・警備など人手不足が深刻な業種に対し、労務費基準の導入と価格転嫁の徹底により、処遇改善を図る。政府は、全国加重平均最低賃金1,500円の早期実現を目標としつつ、中小企業の競争力強化と従業員処遇の同時実現を狙うものであり、経済再生の鍵と位置づけられている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com